<診断基準>

- 1 診断上、脳血管造影などの画像診断は必須であり、少なくとも次の所見がある
 - (1) 頭蓋内内頚動脈終末部を中心とした領域に狭窄又は閉塞がみられる
 - (2) もやもや血管(異常血管網)が動脈相においてみられる
- 2 もやもや病(ウィリス動脈輪閉塞症)は原因不明の疾患であり、下記に伴う類似の脳血管病変は除外する
 - (1) 動脈硬化が原因と考えられる内頚動脈閉塞性病変
 - (2) 自己免疫疾患
 - (3) 髄膜炎
 - (4) 脳腫瘍
 - (5) ダウン症候群
 - (6) フォンレックリングハウゼン病
 - (7) 頭部外傷
 - (8) 頭部放射線照射の既往
 - (9) その他

【画像診断法】

- 1 もやもや病(ウィリス動脈輪閉塞症)の確定診断に脳血管造影は必須である。とくに片側性病変や動脈硬化を合併する病変の場合には脳血管造影を行うことが必須である。
- 2 ただし、MRIでは、1.5T以上(3.0 テスラーではさらに有用)の静磁場強度の機種を用いた TOF(Time of Flight) 法により、以下の所見を見た場合には、確定診断としてよい。
 - (1) MRA で頭蓋内内頸動脈終末部に狭窄又は閉塞がみられる。
 - (2) MRA で大脳基底核部に異常血管網がみられる。
 - (注)MRI上、大脳基底核部に少なくとも一側で2つ以上の明らかなflow voidを認める場合、もやもや血管(異常血管網)と判定してよい。
- 表: MRI ・ MRA (magnetic resonance imaging ・ angiography)による画像診断のための指針
 - (1) 磁気共鳴画像(MRI) と磁気共鳴血管画像(MRA)により, 通常の脳血管撮影における診断基準に照らして、下記のすべての項目を満たしうる場合は, 通常の脳血管撮影は省いてもよい。
 - ① 頭蓋内内頸動脈終末部、前及び中大脳動脈近位部に狭窄又は閉塞がみられる。
 - ② 大脳基底核部に異常血管網がみられる。
 - ③ ①と②の所見が両側性にある。
 - (2) 撮像法及び判定
 - ① 磁場強度は1.0tesla 以上の機種を用いることが望ましい。
 - ② MRA 撮像法は特に規定しない。
 - ③ 磁場強度 ・ 撮像法・ 造影剤の使用の有無などの情報をもやもや病臨床調査個人 票に記入すること。
 - ④ MRI 上、両側大脳基底核部に少なくとも一側で2 つ以上の明らかな flow void を認める場合、異常血管網と判定してよい。

- ⑤ 撮像条件により病変の過大・過小評価が起こり疑陽性病変が得られる可能性があるので、確診例のみを提出すること。
- (3) 成人例では他の疾患に伴う血管病変と紛らわしいことが多いので、MRI・ MRA のみでの診断は小児例を対象とすることが望ましい。
- (4) MRI・MRA のみで診断した場合は、キーフィルムを審査のため提出すること。

<重症度分類>

1、小児例(18 才以下)

小児慢性疾患制度に準ずる

* 小児慢性特定疾病の要件

運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害(自傷行為、多動)、けいれん発作、皮膚所見(疾病に特徴的で、治療を要するもの)、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折または脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合

*小児の知的障害に関しては、適切な高次脳機能検査(WISC-IVなど)を行い、かつ、画像上の脳梗塞などの器質的異常があるものとする。

2、成人例

- 1)~4)のいずれかに該当する者を対象とする。
 - 1) Barthel Index が 85 点以下
 - 2) 成人例では、画像上、脳梗塞などの明らかな器質的な変化があり、その上で高次脳機能検査の結果を参考として、主治医(今後は、指定医となります)の総合的判断で、高次脳機能低下と判断された場合
 - 3) 手術適応者及び術後5年間以内の手術患者は、症状の有無に関わらず重症患者と考える※
 - 4) 再発例(画像上の新たな梗塞、出血の出現)

※<手術適応について>

- 1. 虚血発症例
- 2. 出血発症例
- 3. SPECT や PET などにより術前の脳循環代謝を評価し、障害が認められる症例が手術適応となる。

機能的評価:Barthel Index

85 点以下を対象とする。

		質問内容	点数
1	食事	自立、自助具などの装着可、標準的時間内に食べ終える	10
		部分介助(たとえば、おかずを切って細かくしてもらう)	5
		全介助	0
2	車椅子	自立、ブレーキ、フットレストの操作も含む(非行自立も含む)	15
	からベッ	軽度の部分介助または監視を要する	10
	ドへの	座ることは可能であるがほぼ全介助	5
	移動	全介助または不可能	0
3	整容	自立(洗面、整髪、歯磨き、ひげ剃り)	5
		部分介助または不可能	0
4	トイレ動作	自立(衣服の操作、後始末を含む、ポータブル便器などを使用している場合はそ	10
		の洗浄も含む)	10
		部分介助、体を支える、衣服、後始末に介助を要する	5
		全介助または不可能	0
5	入浴	自立	5
		部分介助または不可能	0
6	歩行	45m以上の歩行、補装具(車椅子、歩行器は除く)の使用の有無は問わず	15
		45m以上の介助歩行、歩行器の使用を含む	10
		歩行不能の場合、車椅子にて 45m以上の操作可能	5
		上記以外	0
	階段昇 降	自立、手すりなどの使用の有無は問わない	10
7		介助または監視を要する	5
		不能	0
8	着替え	自立、靴、ファスナー、装具の着脱を含む	10
		部分介助、標準的な時間内、半分以上は自分で行える	5
		上記以外	0
9	排便コ	失禁なし、浣腸、坐薬の取り扱いも可能	10
	ントロー	ときに失禁あり、浣腸、坐薬の取り扱いに介助を要する者も含む	5
	ル	上記以外	0
10	排尿コ	失禁なし、収尿器の取り扱いも可能	10
	ントロー	ときに失禁あり、収尿器の取り扱いに介助を要する者も含む	5
	ル	上記以外	0

※診断基準及び重症度分類の適応における留意事項

- 1. 病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えない(ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限る)。
- 2. 治療開始後における重症度分類については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、 直近 6 ヵ月間で最も悪い状態を医師が判断することとする。
- 3. なお、症状の程度が上記の重症度分類等で一定以上に該当しない者であるが、高額な医療を継続することが必要な者については、医療費助成の対象とする。